

# 政治倫理審査会の審査結果を公表します

平成29年4月1日に施行された太宰府市議会議員政治倫理条例には、議員が遵守すべき政治倫理基準が定めてられています。市民は、議員がこの基準に反していると疑いを抱いた時には、証拠を添えて政治倫理審査を請求することができます。

今般はじめて政治倫理審査請求が行われ、政治倫理審査会が設けられました。

被審査請求議員には弁明が認められていますが、弁明はなく、4月23日にその審査報告が公表されました。

## ●審査請求の内容

1月の市長選挙で楠田大蔵氏が当選しました。これをうけて橋本健市議会議員が「本当は不信任案を出したい気持ちだが、大人の対応でそれは抑える」旨の発言をし、これが報道されました。

発言は、条例第3条第1項第1号「市民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」にてらせば、「品位と名誉を損なう」行為にあたるとして、議長職を辞任、あるいは解任を求められたものです。

## ●審査結果のまとめ

橋本健議長の発言を条例に規定する違反行為とはしない。

<理由>

- ① 市長に対する発言としては許容の範囲内である。
- ② 発言それだけで政治倫理基準違反と判断することは、公正さを求められる審査会そのものを政争の具とすることになりかねない。

争点とされた「品位と名誉」の理解には当事者間でも乖離があること、くわえて、そもそも条例が議員の立場を利用して私益を図ることや、犯罪にかかわることなどを想定しているため、厳正な条例適用は難しく、違反判断はさけるべきとしたものです。

## ●附帯意見による橋本健議長への要請

審査会は議会の総意を体現するため、各会派からの代表と無会派の議員で構成されました。条例に違反するとは判断しませんでした。が、芦刈前市長への不信任議決から今回の市長選挙にいたる太宰府市の状況をふまえると、橋本健議長の発言は明らかに不適切であり、みずから政治的責任を明らかにする必要があるとの見解で一致し、附帯意見を付けることになりました。

審査過程では、審査結果よりむしろ附帯意見が重視されるべきことが多く意見陳述されています。附帯意見は、橋本健議長が市民の不満に真摯に対応すること、不適切な言動を厳に慎むことを求めています。

## ●審査会の構成

委員長 門田 直樹

副委員長 長谷川 公成

委員 藤井 雅之、堺 剛、笠利 毅、徳永 洋介、宮原 伸一

なお、審査結果報告書の全文を市議会ホームページで公開しています。